

指標の目標達成を図るために実施する個別施策の実施状況

年度	令和5年度	分野	救急医療									
番号	個別施策	主な事業（取組）					R5年度	R6年度	実績・成果 （令和5年度）	課題	今後の 展開方向	
		名称	実施内容	実施期間	実施主体	所管課	決算額（千円）	予算額（千円）				
1	住民に対する救急蘇生法、予防救急等の普及啓発の実施	—	消防機関において、「救急の日」及び「救急医療週間」にイベントの開催やポスターの配布など、普及啓発運動に取り組んでいる。	毎年度	消防機関	防災危機管理課	—	—	各機関による講習会及び予防救急等普及啓発の実施	一般市民に対する救命講習会や、予防救急等の普及啓発を継続して実施していく必要がある。	継続	
2	沖縄県メディカルコントロール協議会の活用	消防指導事業費	メディカルコントロール体制を充実し、県民の救命率の向上を図っている。	毎年度	県、消防機関	防災危機管理課、医療政策課	66千円	339千円	県MC協議会総会を1回開催及び専門部会を1回開催	消防機関と医療機関が協議を行う体制を強化することが必要である。	継続	
3	ドクターカーの効果的な活用	—	ドクターカーを運用している中部及び南部地区MC協議会において、ドクターカーの効率的な運用について議論を行っている。	毎年度	医療政策課、消防、医療機関	医療政策課	—	—	県MC協議会総会を1回開催	ドクターカーの搬送手段については、関係者で協議する場を設置し、統一的な取扱及び、効率的な運用を図る必要がある。	継続	
4	航空医療体制の構築	・ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会の開催 ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ・救急医療用ヘリコプター活用事業	・医師等添乗システムの円滑な運営を図っている。 ・添乗医師及び添乗協力病院への財政支援等を実施している。 ・沖縄県ドクターヘリの運航支援を実施している。	毎年度	当番病院、自衛隊、海上保安庁、浦添総合病院	医療政策課	50,359千円 274,529千円	53,942千円 332,783千円	・R5年度 添乗協力病院12病院、医療機関のヘリポート数6病院 ・R5県ドクヘリ急患搬送実績 376件	添乗当番病院及び添乗医師の負担軽減を図る必要がある。救急医療機関へのヘリポート配備について、引き続き検討する必要がある。	継続	
5	初期救急医療体制の整備	・小児救急電話相談事業（＃8000）	・小児救急の適切な受診を啓発し小児救急医療機関の負担軽減を図る。	毎年度	医療政策課	医療政策課	29,321千円	37,800千円	・令和5年度相談件数23,698件	小児救急医療を守るために、今後も負担軽減に取り組んでいく必要がある。	継続	
6	入院を要する救急医療体制の整備	・救命救急センター運営事業 ・救急病院運営事業	・救命救急センターの運営費補助を行う。 ・救急病院の運営費補助を行う。	毎年度	医療政策課、医療機関	医療政策課	32,270千円 25,359千円	64,414千円 26,632千円	・救命救急センターに対する運営費補助を行った。 ・救急病院に対する運営費補助を行った。	特別交付税を活用できる他の市町村に対して情報提供を行い、救急医療機関に対する支援の更なる拡充を図る。	継続	
7	救命救急医療体制の整備	・救命救急センター運営事業（再掲）	救命救急センターの運営費支援を実施している。	毎年度	医療政策課、医療機関	医療政策課	32,270千円 （再掲）	64,414千円 （再掲）	救命救急医療提供体制の確保に繋がった。	今後も救命救急医療提供体制の整備に取り組んで行く必要がある。	継続	

8	精神科救急医療体制との連携	精神科救急医療体制連絡調整委員会	精神科救急患者の課題等について連携を図っている。	毎年度	医療政策課、医療機関	医療政策課、地域保健課	—	—	令和5年度1回開催	精神科救急体制の確保のため関係者間の連携が必要である。	継続
9	救急医療機関から急性期を脱した患者を適切な医療機関等に転院できる体制の整備	—	救命救急センターにおいて、転院及び転棟の調整を行う者の配置を行っている。	毎年度	救命救急センター	医療政策課	—	—	県内全ての救命救急センターにおいて、退院調整する者を常時もしくは専任として配置している。	急性期を脱した患者を救急医療機関から適切な医療機関に転院できる体制の充実が必要である。	継続
10	地域包括ケアシステムと救急医療の連携の推進	地域包括ケアシステム会議	高齢者の入退院時連携及び看取りへの対応、取組みの検討を行っている。	毎年度	医療政策課、医療機関、介護施設等	医療政策課、高齢者福祉介護課	—	—	地域包括ケアシステム会議は医師会等も参画しており、入退院時連携及び看取りへの対応等、取組みの検討を実施している。	高齢者の救急医療について、関係部署、高齢者施設及び医療機関が連携し対応する必要がある。	継続
11	居宅・介護施設の高齢者への対応及び普及啓発	・県民への普及啓発 ・看取り研修会の実施	・県、市町村及び医師会による在宅医療に関する講演会及び普及啓発の実施 ・市町村及び南部地区医師会等による福祉施設等への研修会の実施	毎年度	医療政策課、医師会、医療機関、介護施設等	医療政策課	—	—	各講習会等の実施	在宅医療の提供体制の整備を推進するとともに、終末期における医療の受け方に関する県民への普及啓発や高齢者施設から救急病院への救急搬送に係る連携を強化する必要がある。	継続